

多摩区役所情報掲示板設置公園選定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多摩区内の公園を地域コミュニティの拠点として一層活用するための取組として、区内の公園に情報掲示板を設置するにあたり、設置公園の選考を厳正かつ公平に行うため、多摩区役所情報掲示板設置公園選定委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 委員会は次に掲げる事項を処理する。

- (1) 選考に係わる方針の策定に関する事
- (2) 選考の実施に関する事
- (3) その他必要な事項に関する事

(構成)

第3条 委員会は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 委員長は副区長をもって充てる。
- 3 副委員長は企画課長をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、事務を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(議事)

第6条 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(評価基準)

第7条 選考に係る評価基準等については別表2に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、多摩区役所まちづくり推進部企画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関して必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

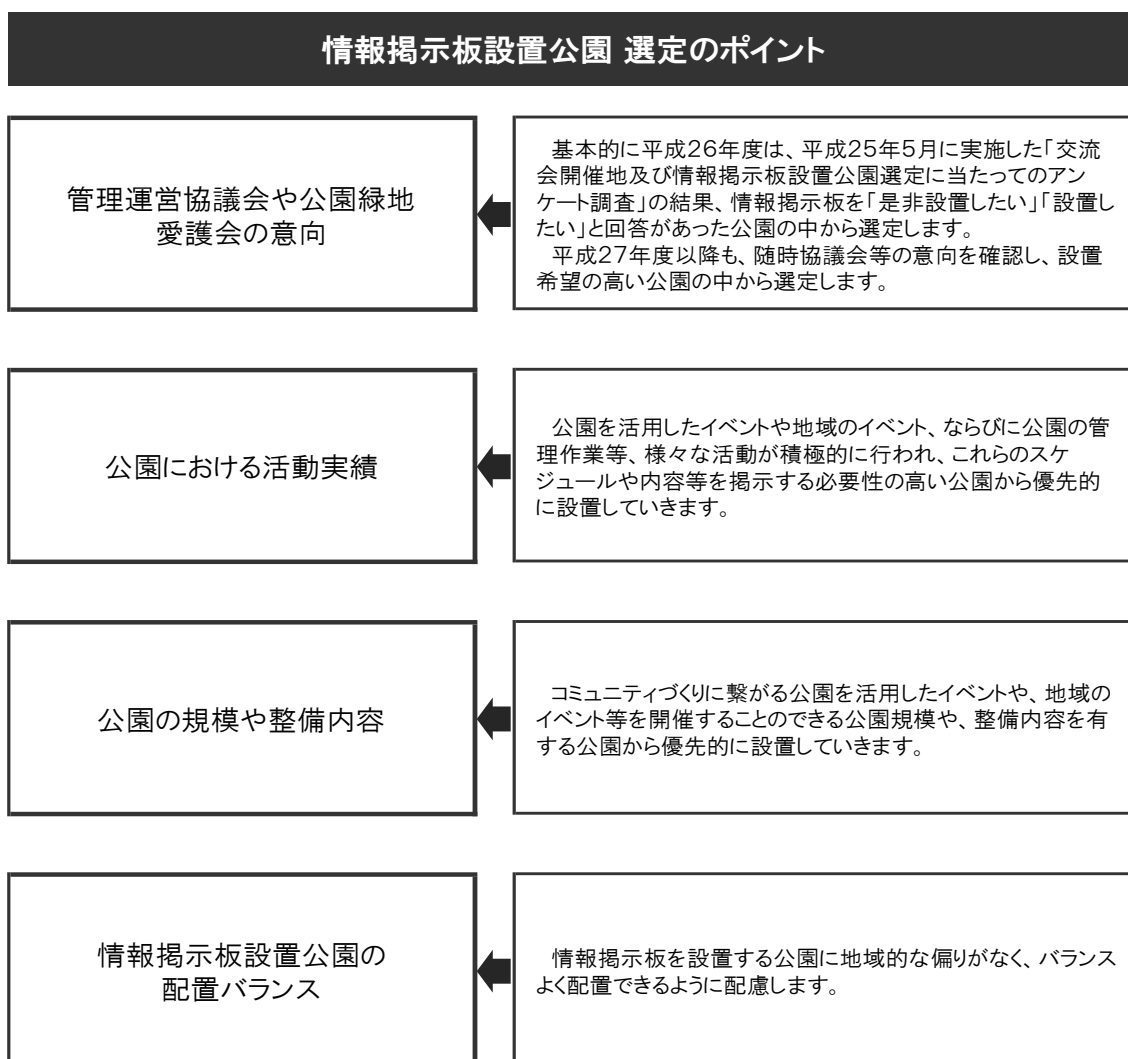
別表1（第3条関係）

役 職 名 (所 属)
副区長（まちづくり推進部長兼務）
建設緑政局緑政部みどりの協働推進課担当課長
多摩区役所まちづくり推進部地域振興課長
多摩区役所保健福祉センター地域保健福祉課長
多摩区役所こども支援室地域こども支援担当課長
多摩区役所道路公園センター管理課長
多摩区役所道路公園センター整備課協働推進担当課長
多摩区役所まちづくり推進部企画課長

別表2（第7条関係）

1 選定のポイント

次に定めるポイントに基づき評価し、公園の選定を行う。



2 評価基準等

次に定める評価基準・評価点に基づき評価を行う。

管理運営協議会や公園緑地愛護会の意向			
是非設置したい		設置したい	
◎		○	
公園における活動実績			
地域住民等によるイベントが行われている		地域住民等によるイベントは行われていない	
利用者は多い	利用者は少ない	利用者は多い	利用者は少ない
◎	○	△	×
公園の規模や整備内容			
イベント等を行うことができる広場の規模を有している		イベント等を行うことができる広場の規模が小さい	
休憩施設や便益施設(トイレや水飲み)が充実している	休憩施設や便益施設(トイレや水飲み)が少ない		休憩施設や便益施設(トイレや水飲み)が不足
◎	○	△	×
評価点			
◎	○	△	×
4	3	2	1

3 順位の決定方法

各委員は、事務局が評価基準等を参考に作成した資料に基づき、合計点の妥当性について検討し、順位を確定し公園を選定する。